

## 労使関係法

「ブラック・アルバイト」「ブラック企業」から自分や職場の仲間を守るために  
できることを考える

高校生の皆さんは社会科で『労働三法』や『労働三権』を習うでしょう。この科目は、『労働三法』のうち労働基準法（労基法）等について学ぶ<雇用関係法>（2年次開講）の内容を土台に、憲法28条に基づく『労働三権』＝団結権・団体交渉権・団体行動権について、いいかえると、『労働三法』の残り＝労働組合法（労組法）・労働関係調整法（労調法）等について学ぶ場です。あえて1フレーズで記すなら、現状の労働条件や職場環境に不満を持つ民間企業労働者たち（未来の皆さん）が結成するサークル＝労働組合をめぐる法律問題とその解決策、でしょうか。